

新潟市都市計画マスタープランの改定について

◎都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第 18 条の 2 に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスタープラン改定を見据えた見直し

- ・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に即した見直しを行う。

○「都市マス」策定から 10 年以上が経過

- ・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

■今後の進め方

○有識者で構成される「（仮称）都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、令和 3 年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び議会で報告・意見を頂きながら議決を予定

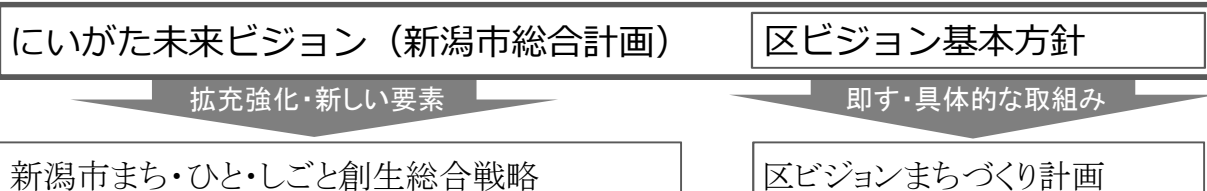
■各区自治協議会へのお願い

○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たり、年明けまでには、ご意見をお願いしたい。

※ 現在の都市マスにおける「区別構想」を裏面に掲載

都市計画マスタープランの位置づけと構成

市政全般(新潟市計画)



広域計画 (新潟県計画)

新潟都市計画区域 マスタープラン

即す

即す

各分野

都市計画

都市計画マスタープラン

交通

にいがた都市交通戦略プラン

住宅

新潟市空き家等対策計画

産業

新潟市企業立地プラン

公共施設等

新潟市財産経営推進計画

福祉

新潟市地域福祉計画

防災

新潟市国土強靱化地域計画

景観

新潟市景観計画

⋮

都市計画

新潟市都市計画基本方針 (都市計画マスタープラン)

住宅・工業・商業の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設に関する まちづくりの基本方針

全体構想 市全域を対象とした長期的な展望を示す

- ・人口減少社会に適合したまちづくり
- ・災害に強いまちづくり

8つの区別構想 区を対象とした将来像と方向性を示す

- ・区として特に力を入れて取り組むことを明示

即す

個別施策・事業

- 土地利用における規制・誘導
- 都市施設の整備

東 区

《東区の将来像》 -区ビジョン基本方針より-
 ~暮らしと産業の調和を活かした、世界と共生するまち~

《 区づくりの方向性 》

- ①山の下・河渡地区、木戸・大形地区、石山地区の各生活圏を生活拠点と位置づけ、身近な生活の利便性を高めるとともに、市街地内の遊休地の有効利用を促進します。
- ②新潟空港及び新潟西港は、物流と交流の広域交通拠点として機能の充実を図ります。
- ③広域幹線道路網の整備とともに、区内における南北の連携強化を目指した道路の整備に取り組みます。
- ④通船川・阿賀野川などの河川は貴重な水辺空間として保全を基本に機能の強化を図り、区民の憩いの場として活用します。
- ⑤区の東南部に広がる農地や農村集落は、市街地をやさしく包む田園として守り活用し、豊かな自然と都市機能の利便性を兼ね備えたまちづくりを目指します。

図 東区構想図

